

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。	（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。

）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1) (略)

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第一項第十五号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。）であつて、各事業年度において、自己及びその子会社（次に掲げる会社に限る。）の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十五号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) (V) (略)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1) (略)

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第一項第十四号に掲げる会社であつて、各事業年度において、自己及びその子会社（次に掲げる会社に限る。）の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十四号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) (V) (略)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イゝハ（略）

2ゝ6（略）

（運用報告書の記載事項等）

第五十四条の四 法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、第五十四条の六第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）

二ゝ五（略）

2ゝ5（略）

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五 法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を

掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の五において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イゝハ（略）

2ゝ6（略）

（運用報告書の記載事項等）

第五十四条の四 法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、次条第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。）

二ゝ五（略）

2ゝ5（略）

（新設）

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社（法第百条の五第二項に規定する事項の提供を行う保険会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「保険契約者」という。）又は当該保険会社の用に供する者を含む。以下この条及び第五十四条の七において同じ。）の使用に係る電子計算機と保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者ファイル（専ら保険契約者の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、保険契約者又は保険契約者との契約により保険契約者フ

ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用に係る電子計算機に備えられた当該保険契約者の保険契約者ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第百条の五第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 保険会社の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の保険契約者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 保険契約者が保険契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記載事項を記録

する方法を除く。)にあつては、記載事項を保険契約者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を保険契約者に対し通知するものであること。ただし、保険契約者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた保険契約に基づき、保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、保険契約者の承諾(令第十四条の二第一項の規定による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は保険契約者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、保険契約者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を保

險契約者ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により保険契約者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した保険契約者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた保険契約者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者ファイルを備えた保険契約者若しくは保険契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者又は保険会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の六 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十四条の七 令第十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の五 (略)

(新設)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2～4 (略)

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二～十二 (略)

6 前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社であつた会社であつて、その事業の成長発展等によ

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2～4 (略)

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二～十二 (略)

(新設)

り中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）又は同項第五号の規定に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 当該特定子会社が、当該新興企業者等の出資者（個人を除く。）のうち、最大出資者であること。

二 当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人、これらであつた者又は当該特定子会社が選定した者が当該新興企業者等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定子会社が当該新興企業者等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

7 第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当

6 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項にお

するものとされる会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 | 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の二第一項第九号及び第五十八条の五第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社

いて同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

7 | 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の二第一項第九号及び第五十八条の五第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当し

又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びに第六項の規定により法第百六条第一項第十三

ないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会

号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二（略）

9|（略）

10| 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならない。

一〇七（略）

11|（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六（略）

六の二 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二（略）

8|（略）

9| 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならない。

一〇七（略）

10|（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六（略）

（新設）

第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二各号に掲げるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

七〇十二（略）

十二の二 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあつせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

十三〇二十二（略）

（削る）

二三〇四十七（略）

三〇五（略）

6 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

七〇十二（略）

（新設）

十三〇二十二（略）

二二の二 削除

二三〇四十七（略）

三〇五（略）

6 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十五号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十五号に規定する持株会社とする。

8 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。 9・10 (略)	8 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十五号に規定する持株会社とする。 9・10 (略)
(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等) 第五十八条 (略)	(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等) 第五十八条 (略)
2 (略) 3 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 (略) 二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面 三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類 イ、ニ (略) 四 (略) 4、5、6 (略)	2 (略) 3 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 (略) 二 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面 三 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社に関する次に掲げる書類 イ、ニ (略) 四 (略) 4、5、6 (略)

(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 八 (略) 九 第五十六条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行うおとすときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。	一 八 (略) 九 第五十六条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行うおとすときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。
十 (略) 2・3 (略) (再保険契約の責任準備金等) 第七十一条 保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。	十 (略) 2・3 (略) (再保険契約の責任準備金等) 第七十一条 保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。
一 四 (略) 五 独立行政法人日本貿易保険 2・3 (略) (届出事項等) 第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	一 四 (略) (新設) 2・3 (略) (届出事項等) 第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の外国の会社を子会社としようとする場合

四の三〇十八 (略)

2〇6 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第八十八条の三 法第百三十七条第一項本文(法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて準用する場合)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

八 法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

(保険契約の移転に係る通知の省略)

第八十八条の四 法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令

一〇四 (略)

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の会社を子会社としようとする場合

四の三〇十八 (略)

2〇6 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第八十八条の三 法第百三十七条第一項(法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて準用する場合)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 共同保険契約（二以上の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この号において同じ。）又は少額短期保険業者が共同で同一の保険を引き受ける保険契約であつて、これらの保険会社又は少額短期保険業者（以下「引受保険会社等」という。）が当該保険契約を引き受ける割合（以下「引受割合」という。）に応じて当該保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うものをいう。以下同じ。）の移転であること。

二 共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（保険会社に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等（引受保険会社等のうち、当該共同保険契約に係る主要な事務を行う者以外の者をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ 当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

（保険契約の移転の認可の申請）

第九十条 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九

（保険契約の移転の認可の申請）

第九十条 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九

項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇九（略）

十 法第百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面（同項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第八十八条の四各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

十一〇十八（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第九十一条 法第百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百三十七条第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあつては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

二（略）

（保険契約の移転後の通知の省略）

第九十一条の二 法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で

項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇九（略）

十 法第百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十一〇十八（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第九十一条 法第百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二（略）

（新設）

定める場合は、第八十八条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十九条及び第四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三十三

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四、第五十四条の五及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十三、第三十九条及び第四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八

十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第

及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三

五十三條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十四條の四から第五十四條の六までの規定中「法第一百條の五」とあるのは「法第九十九條において準用する法第一百條の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九條の七中「法第一百十一條第六項」とあるのは「法第九十九條において読み替えて準用する法第一百十一條第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約

條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十四條の四及び第五十四條の五中「法第一百條の五」とあるのは「法第九十九條において準用する法第一百條の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九條の七中「法第一百十一條第六項」とあるのは「法第九十九條において読み替えて準用する法第一百十一條第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号

「と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日

中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者

本における代表者」と読み替えるものとする。

（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

第百六十六條の三 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項本文（法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十條の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項本文の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十條の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項本文の規定を読み替えて準用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一 七 （略）

八 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

（日本における保険契約の移転に係る通知の省略）

第百六十六條の四 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 共同保険契約の移転であること。

二 共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（外国保険

）と読み替えるものとする。

（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

第百六十六條の三 法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項（法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十條の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十條の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第百三十七條第一項の規定を読み替えて準用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一 七 （略）

（新設）

（新設）

会社等に限る。)が、当該共同保険契約の非幹事会社等であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ 当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第三百九十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類)を添付しなければならない。

一〇九 (略)

十 法第二百十条第一項において準用する法第三百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面(法第二百十条第一項において準用する法第三百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第百六十六条の四各号に掲

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第三百九十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類)を添付しなければならない。

一〇九 (略)

十 法第二百十条第一項において準用する法第三百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

十一～十八 （略）

（日本における保険契約の移転後の公告事項）

第百六十九条 法第二百十條第一項において準用する法第四百十條第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあつては、同條第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

二 （略）

（日本における保険契約の移転後の通知の省略）

第百六十九條の二 法第二百十條第一項において準用する法第四百十條第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第百六十六條の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十條の七 （略）

2～8 （略）

9 法第二百七十一條の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六條の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該

十一～十八 （略）

（日本における保険契約の移転後の公告事項）

第百六十九条 法第二百十條第一項において準用する法第四百十條第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 （略）

（新設）

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十條の七 （略）

2～8 （略）

9 法第二百七十一條の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六條の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該

業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〇七 (略)

10 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第二百十一條の六十二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項本文(法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項本文の規定を読み替えて適用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)とする。

一〇七 (略)

八 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

(保険契約の移転に係る通知の省略)

第二百十一條の六十二の二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 共同保険契約の移転であること。

業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〇七 (略)

10 (略)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第二百十一條の六十二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項(法第二百五十一條第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(法第二百五十一條第二項及び第三項の規定により法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)とする。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

二 共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（少額短期保険業者に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ 当該非幹事会社等に係る共同保険契約の引受割合が百分の十以下であること。

ロ 当該非幹事会社等に係る引受割合の全てに応じた共同保険契約を移転するものであること。

（保険契約の移転の認可の申請）

第二百十一条の六十四 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（第十号に掲げる書面については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇十 （略）

十一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第二百十一

（保険契約の移転の認可の申請）

第二百十一条の六十四 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（第十号に掲げる書面については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇十 （略）

十一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

条の六十二の二各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

十二〃十九（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第二百十一条の六十五 法第二百七十二条の二十九において準用する法第四百十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあつては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

二（略）

（保険契約の移転後の通知の省略）

第二百十一条の六十五の二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第四百十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

十二〃十九（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第二百十一条の六十五 法第二百七十二条の二十九において準用する法第四百十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二（略）

（新設）